

# 佐渡市いじめ対応フロー図（令和6年度版）

～佐渡市いじめ防止基本方針に基づき、速やかに組織で対応する～

すべての教職員（気づき、アンケート、本人・保護者からの訴え）



## 1 管理職への報告（組織的対応の第一歩）



## 2 校内対策委員会の開催

- ① 現有情報の確認・整理
- ② 聞き取りの対象、ポイント、配慮事項、役割分担の確認
- ③ 今後の見直し確認

・被害を訴える児童生徒の支援が優先  
・いじめ欠席1日→家庭訪問  
・いじめ欠席2日→市教報告・調査に着手

### 【連携が想定される関係機関】

- 佐渡警察署 55-0110
- 子若相談C 58-8077
- 児童相談所 74-3390
- スクールカウンセラー
- 心の教室相談員
- 不登校訪問指導員
- SSW
- スクールロイヤー
- 医療機関
- PTA役員 等

### 【聞き取り・報告の原則（人間関係づくりの視点から）】

#### 被害を訴える児童生徒等からの聞き取りや相談場面

親身な聞き取り（受容的態度）、心理的な「安全」の確保（「学校が全力で守る」等）  
今後の指導に対する本人の了解、承諾

#### 加害側と思われる児童生徒等からの聞き取りや指導場面

十分な時間と周囲を気にせず話せる場所の確保  
行為の背景にある状況や環境に思いを馳せる言葉がけ  
「謝罪の気持ち」を相手に伝えることの大切さ

#### 被害保護者への報告→原則は家庭訪問

「この度は申し訳ありませんでした」の一声  
児童生徒を見守るための具体策表明、協力要請  
SC、SSWの紹介

#### 加害保護者への報告・相談→原則は来校要請

「ご来校いただき…」という感謝の一声  
行為の背景を共に考えるというスタンス  
保護者としての言い分や思いを受け止めようという姿勢

「いじめ」という言葉を使わずに指導する場合もある

## 3 市教委への報告（58-7351） ※ 担当の教育指導主事が不在の場合は管理主事へ報告する

- ① 校内対策委員会終了後 → 「認知したいじめの概要」と「決定した対応策」の報告
- ② いじめ認知報告書の提出（原則、校内対策委員会開催日の翌日5時までに）
- ③ 正式な事故報告書の提出（市教委の指示による）
- ④ 判断に迷った場合や相談がある場合は随時



## 4 全職員による関係児童生徒の「見守り体制」と「継続指導体制」の構築 ※ 担任任せにしない

### 【いじめの解消確認について】

解消条件① 3か月以上いじめが止んでいること

// ② 被害児童生徒が「心身苦痛を感じていない」こと

→ 単に「3か月以上」で判断せず被害児童生徒や保護者との面談で確認する

※ 確認後「いじめの解消確認報告書」を市教委へ提出する。なお、いじめ認知件数ゼロの学校は、学校だより等で保護者・地域に公表することが求められています。